

## 少年被疑者の勾留を必要とする場合の連絡について

(昭和40年9月1日甲通達防第29号)

少年被疑者の勾留を要望する際の様式を定め、必要理由等を明確に記載し、事務処理の適正及び円滑化を図るために定めたものである。